

申込みチェックシート

このチェックシートは、入所申込み～施設を利用をするうえで注意すべき点を確認していただくものです。 該当する項目の確認欄に☑をつけ、保護者の署名をお願いします。		確 認 欄
入 所 申 込 み に つ い て	申請内容確認のため家庭や勤務先を調査し、虚偽の記載や不正な書類があった場合は、支給認定及び入所の内定や決定を取り消します。また過料が科されます。	☐
	施設ごとの開設時間、土曜午後保育実施の有無・利用条件を事前に確認し、入所意思のない施設は記入しないでください。	☐
	申込児童に病気・アレルギー・障害等がある場合は、申込み時に聞き取りを行いますので、健康状態等について必ず記入してください。	☐
	〔香南市の公立施設以外を希望する方〕 ①施設によって事前見学が必要な場合があります。 ②施設によって開設時間、土曜午後保育実施の有無・利用条件、申請方法が異なります。 申込み前に施設にご確認ください。	☐
	〔小規模保育施設・事業所内保育施設を申込みの方へ〕 これらの施設を利用する方は、保育の実施年齢が終了する年度には転園の手続きが必要です。	☐
	〔転入予定で申込みの方へ〕 入所月の1日までに香南市への転入が必要です。転入が確認できない場合、内定を取り消します。	☐
	滞納のある世帯については、入所における利用調整の際、不利になることがあります。	☐
	保 留 に つ い て	入所決定後の辞退は、他の希望者や保育施設等に多大な迷惑がかかるため、原則できません。 一度辞退した児童については、年度中の受付をお断りする場合があります。
転勤等のやむを得ない事情により入所できなくなった場合は、速やかに「保育施設入所辞退・取下・変更届」を提出してください。		☐
〔育児休業からの復職予定で申込みの方へ〕 申込時の就労証明書で入所月の翌月14日までの復職が確認できない方は、入所決定後速やかに復職日が明記された就労証明書の提出が必要です。		☐
入所保留となった場合、『保育所等入所保留通知書』を送付します。 以降は、入所を希望する施設に空きができ、選考を行った場合のみ通知を行います。		☐
『保育所等入所保留通知書』が2回目以降も必要な場合は、事前に申し出が必要です。		☐
保 育 料 に つ い て	市町村民税が未申告の場合は、保育料が最高額となります。無償化により保育料が0円となる場合も、給食費の軽減確認のため、申告が必要です。 ※収入がない方も原則市町村民税の申告が必要です。	☐
	世帯の生計が父母の収入のみによって成り立っていると認められない場合は、世帯同一の祖父母等の税額も保育料の算定対象となります。	☐
	児童が欠席したことによる保育料の免除及び還付は、原則としてありません。	☐
	保育料は各月の期限までに納付が必要です。期限までに納付がなく、滞納を繰り返したときは、督促状や催告書の送付のほか、財産調査や差し押さえ等の滞納処分を行うことがあります。	☐
注 意 事 項	市外へ転出した場合は、香南市の認定は取り消します。事前に転出先市町村での手続きが必要です。	☐
	欠席し始めた日から連続して2か月欠席が続いた場合は、原則として退所となります。	☐
	家庭や勤務状況、入所理由に変更があった場合は、速やかに届出が必要です。	☐
	〔求職活動で申込みの方へ〕 求職活動で保育が利用できる回数は1年度につき2回までです。 その期間内に就労証明書の提出がない場合、もしくは他の入所理由がない場合は退所となります。	☐

上記の内容について、確認しました。

保護者氏名（自署）_____